

黒部市民病院未収金回収業務委託プロポーザル仕様書

1・業務委託名

黒部市民病院医業未収金回収業務委託

2・業務委託の目的

本業務は、黒部市民病院における医業未収金徴収対策の一環として、医業未収金回収業務を民間事業者の技術や経験を積極的に活用することにより、病院の有する未収債権の回収強化を図り、患者負担の公平性を確保し、病院の経営安定化を図ることを目的とする。

3・業務内容

(1) 委託する業務については、次のとおりとする。

- ① 文書や電話による督促等
- ② 居住不明者に係る住所等の調査
- ③ 支払方法等の相談業務
- ④ 債権者からの入金に係る業務
- ⑤ 「死亡債権」等、保証人や相続人への回収業務

※自宅等への訪問徴収は対象外とする。

※支払督促申立て、調停申し立て、訴訟提起など、裁判上の手続は対象外とする。

※債権の時効管理も受託者が行うものとする。

(2) 委託する債権

委託する債権は、未収金発生後、概ね1年間を経過したもので次の①から⑩までを除く債権とし、予め病院において当該債権を除外したうえで委託するものとする。

(約16,000千円)

- ① 訴訟、支払督促等の裁判上の手続が実施されている債権
- ② 診療内容等により、法律上の争いがある債権
- ③ 診療内容等により、債務者等が支払いを拒むことを明らかにしている債権
- ④ 債務者等の全員が破産、免責となった債権
- ⑤ 債務者等の全員が生活保護を現に受給を受けている場合の債権
- ⑥ 債務者等の全員が受刑中である債権
- ⑦ 相続放棄等により支払義務が全く存在しない債権
- ⑧ 分割納付中又は支払方法等について、病院と債務者等が相談中の債権
- ⑨ 病院が自ら催告及び回収を継続するものとした債権

- ⑩ その他委託する事が適切でないと病院が判断した債権
- ⑪ その他病院で督促、回収を行うと判断した債権

(3) 委託業務実施報告業務（報告書）の作成について

- ① 定期報告
月末時点において、債務者ごとの入金状況や対応状況を翌月 10 日（当該日が土・日又は祝日の場合は前平日）までに医事課へ報告すること。また、その他必要な事項については適時報告すること。
- ② 随時報告
滞納者等とのトラブル・苦情等の発生した場合は、随時病院へ報告すること。
- ③ 上記の委託債権から除外に該当する場合は、該当に至った経緯のわかる資料を添付し、随時病院へ報告すること。

4・契約期間

契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

※契約期間満了で業務委託が終了した後も、分割払い継続中の債権については引き続き受託者が管理し、期間満了後に回収した債権についても報酬支払いの対象とする。

5・委託費について

本契約により民間事業者に業務委託した債権のうち、入金された額に成功報酬の割合（手数料率）を乗じた額を支払うものとする。なお、受託者の口座に一旦入金することとした場合には、入金された額を全額病院の口座に入金することとする。

また、受託者からの請求は成功報酬のみとし、その報酬の割合（手数料率）には、提案した業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含んだものとする。

委託費の支払い時期、支払方法については、契約でこれを決める。

6・契約解除及び違約金の支払い

病院は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、そのために受託者に損害が生じても、病院はその責を負わないものとする。

- ① 本仕様書の条項に違反したとき。
- ② 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- ③ 正当な理由が無く期限までに契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- ④ 契約解除の申立てをしたとき。

前項の規程により契約が解除された場合、受託者は病院が契約解除と認めた日から30日以内に違約金として委託した債権の総額×手数料の10分の5に相当する額を払わなければならない。

7・損害賠償

受託者は、過失により病院に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。損害の隠蔽に該当する事案が発生した場合、病院の判断により、契約解除及び違約金の支払いを受託者に求めることができる。

8・相談

受託者は、本契約の実施により滞納者から病院へ苦情等があった場合は、可能な限り相談に応じアドバイスを行うこととする。

滞納者から診療費の支払いにあたり分割を希望された場合においては病院に相談するものとする。

9・その他

- ① 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受託者は、病院と十分に協議して、決定するものとする。
- ② 委託した業務を他の業者に再委託することができない。
- ③ 受託者は、本委託業務で知り得た内容については、「個人情報の保護に関する法律」及び「黒部市個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、受託期間及び受託期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。

10・担当

〒938-8502 富山県黒部市三日市 1108 番地 1

TEL 0765-54-2211 (内線 3252)

FAX 0765-56-7236

黒部市民病院 医事課 担当 佐々木

電子メールアドレス：s.sasaki@med.kurobe.toyama.jp